

川西市への定住・移住で、



川西市
Kawanishi City

最大 100 万円 補助 します

－ 子育て住宅総合支援事業補助金 －

補助対象： 若年世帯・子育て世帯

※ 若年世帯…夫婦の合計年齢が 80 歳以下の夫婦（婚約、事実婚、同性婚等含む）のみの世帯
※ 子育て世帯…高校を卒業するまでの子どもがいる世帯（出産予定、妊娠、養子、里親、ひとり親等含む）

申請期間：令和 7 年 7 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

川西市にゆかりのある方が

新築**注文**住宅 を購入

or 新築**分譲**住宅 を購入で

100 万円

川西市にゆかりのある方が

中古住宅を購入で

60 万円

兵庫県外の方が

民間の**賃貸**住宅への住替で

25 万円

※川西市にゆかりのある方…市内在住、市内通勤、市内に通園/通学、過去に市内居住、過去市内に通園/通学、
親（夫婦のいずれかの一親等の尊属（父母））が市内在住 のいずれかに該当する世帯構成員

補助対象地域：

兵庫県が、住まいや住環境が充実している又は充実させようとしている地域として指定した、川西市内の、次の地域の「子育て住宅促進区域」への移住・定住が対象です。

- ①日生ニュータウン（美山台、丸山台） ②大和団地（大和西、大和東） ③清和台（清和台西、清和台東）
④けやき坂（けやき坂） ⑤多田グリーンハイツ（緑台、向陽台、水明台） ⑥鶯台（鶯台）
⑦萩原台（萩原台西、萩原台東） ⑧湯山台（湯山台） ⑨鶯が丘（鶯が丘） ⑩南野坂（南野坂）

※対象地域内に含まれているか必ず子育て住宅促進区域の図にてご確認ください。

川西市 都市政策部 住宅政策課
電話番号：072-740-1205

補助を受けるには、**契約前に事前エントリー**が必要であるほか、
申請方法等の詳細は市のホームページで確認してください。→

※契約…(新築注文住宅取得補助)工事請負契約、
(新築分譲住宅・中古住宅取得補助)建物の売買契約、(賃貸住宅住替補助)賃貸借契約



新築注文住宅取得補助

100
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を3項目以上満たすこと
- ④長期優良住宅であること
- ⑤工事請負契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥工事着工前に事前着工届を市に提出すること

補助対象者の主な要件

- ①工事請負契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、
中古住宅取得補助のいずれもを受けていないこと

新築分譲住宅取得補助

100
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を3項目以上満たすこと
- ④長期優良住宅であること
- ⑤建物の売買契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥工事の完了の日から起算して1年未満であるかつこれまでに誰も居住したことがないこと

補助対象者の主な要件

- ①建物の売買契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、
中古住宅取得補助のいずれもを受けていないこと

中古住宅取得補助

60
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内に建築する戸建住宅であること
- ②延べ面積が75㎡以上であること
- ③子育てにおける安全性の基準を2項目以上満たすこと
- ④新耐震基準に適合している又は同等の耐震性能を有していること
- ⑤建物の売買契約日が令和7年7月1日以降であること
- ⑥契約時点で建物完成から1年以上経っている又はこれまでにほかに誰か居住したことがあること

補助対象者の主な要件

- ①建物の売買契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③川西市にゆかりがあること
- ④交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑤市区町村民税を滞納していないこと
- ⑥暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑦定住する意思があり当該住宅に10年以上居住すること
- ⑧兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑨過去に新築注文住宅取得補助、新築分譲住宅取得補助、
中古住宅取得補助のいずれもを受けていないこと

民間賃貸住宅住替補助

25
万円

補助対象住宅の主な要件

- ①子育て住宅促進区域内にある民間賃貸住宅であること
- ②住戸面積が55㎡以上であること
- ③新耐震基準に適合している又は同等の耐震性能を有していること
- ④夫婦のいずれかの名義で賃貸借契約を締結していること
- ⑤賃貸借契約日が令和7年7月1日以降であること

補助対象者の主な要件

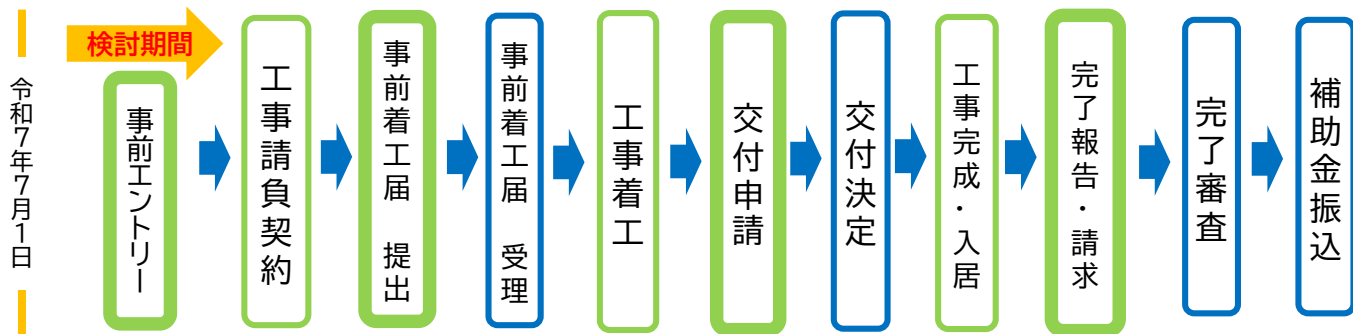
- ①賃貸借契約締結日前に**事前エントリー**を行うこと
- ②住替日において若年世帯又は子育て世帯であること
- ③世帯の構成員のいずれかが、令和7年7月1日以降に、
兵庫県外から対象住宅に住替えていること
- ④申請日までに対象住宅に継続して居住していること
- ⑤5年以上川西市内に居住する意思を有していること
- ⑥交付申請を住替日から1年以内に行うこと
- ⑦市区町村民税を滞納していないこと
- ⑧暴力団員又は暴力団密接関係者でないこと
- ⑨兵庫県移住支援事業の補助を受けていないこと
- ⑩過去に民間賃貸住宅住替補助を受けていないこと

申請手続きの流れ

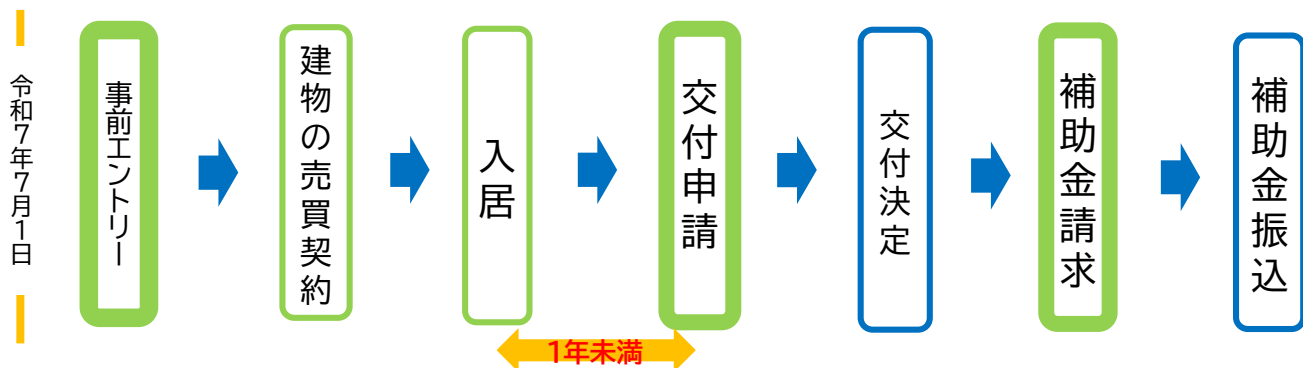
□ →申請者の手続き（太枠は市に対する手続き）

□ →市の手続き

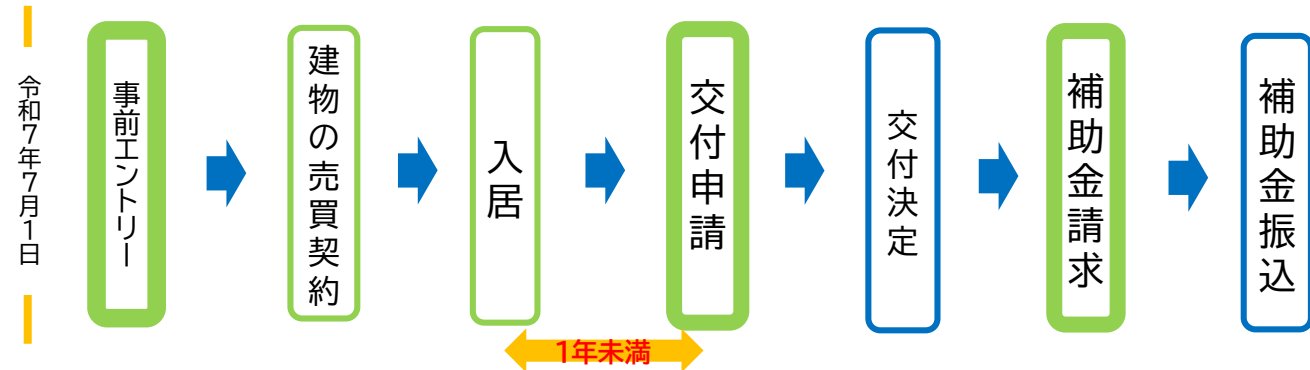
新築注文住宅取得補助



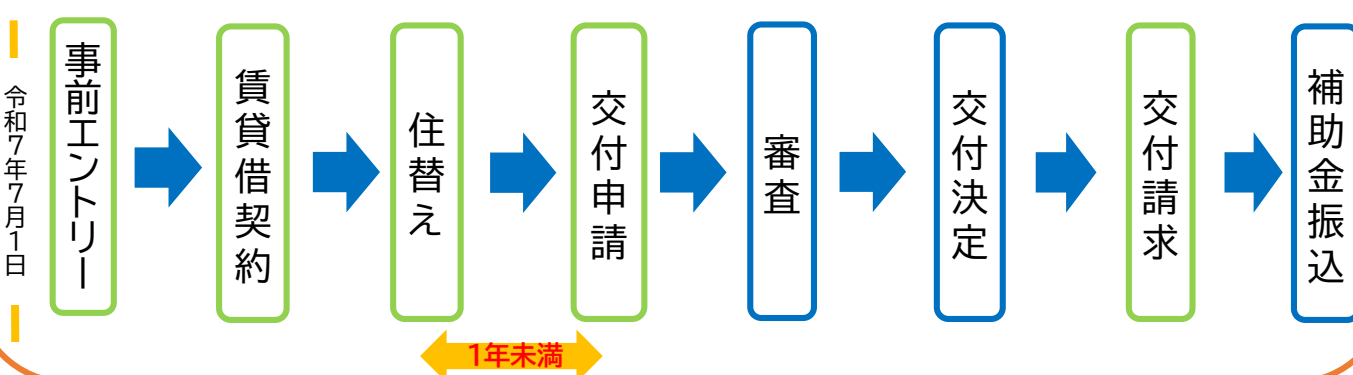
新築分譲住宅取得補助



中古住宅取得補助



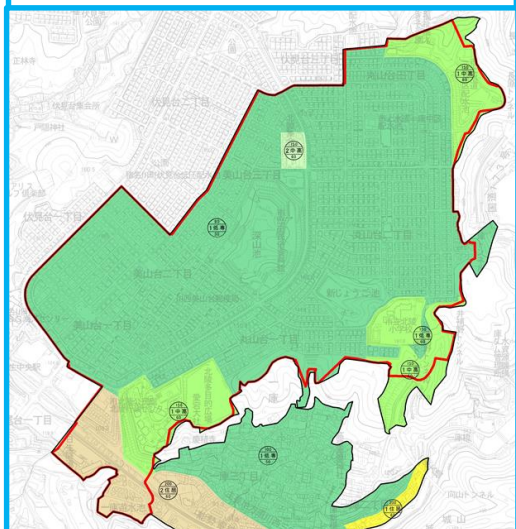
民間賃貸住宅住替補助



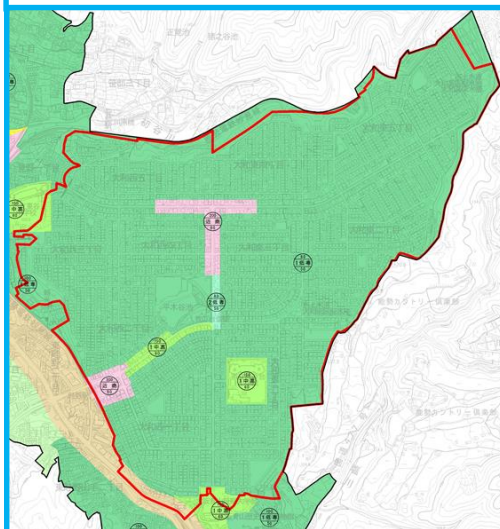
子育て住宅促進区域(ニュータウン):赤色内

※土砂災害特別警戒区域を除く

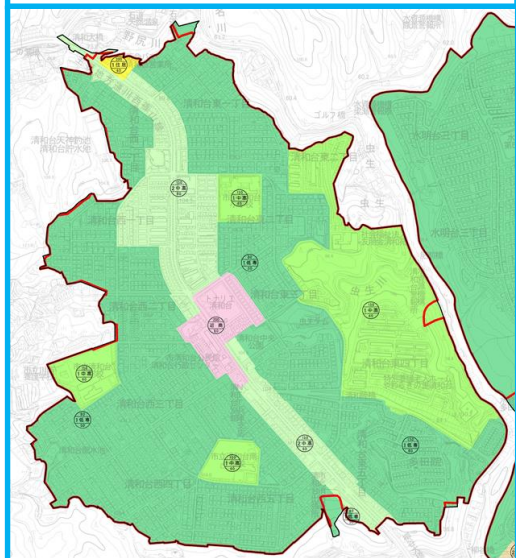
日生ニュータウン
(美山台・丸山台)



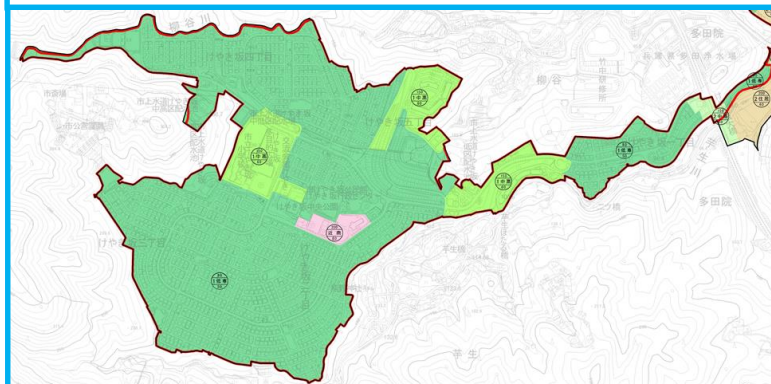
大和団地
(大和西・大和東)



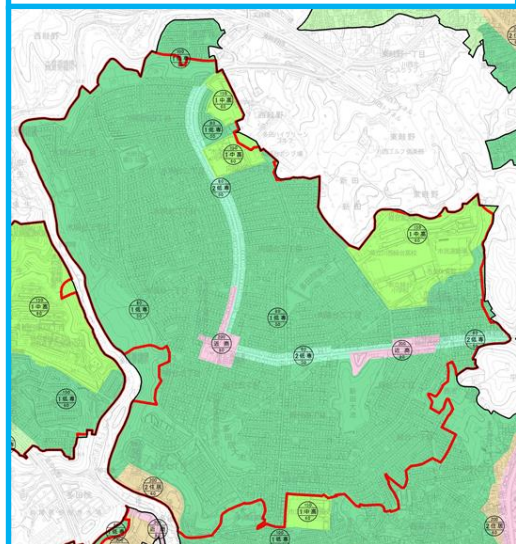
清和台
(清和台西・清和台東)



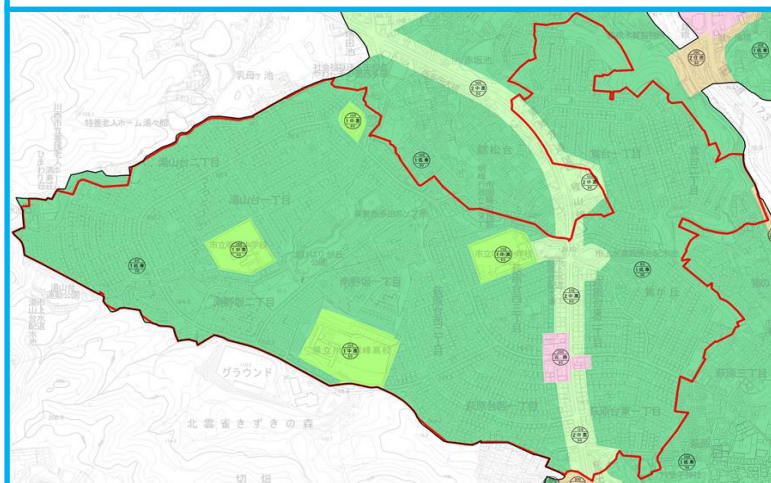
けやき坂
(けやき坂)



多田グリーンハイツ
(緑台・向陽台・水明台)



鶯台・萩原台・湯山台・鶯が丘・南野坂
(鶯台・萩原台西・萩原台東・湯山台・鶯が丘・南野坂)



子育てにおける安全性の基準

項目	基準
室内扉	(玄関からリビングまでの主要な扉に限る) 引き戸の場合は子どもの指をはさまないように100mm程度の引き残しを確保する、又は自動でゆっくりと閉まる構造(ドアクローザー機能)のものとする。 開き戸の場合はドアクローザー又はドアストッパーの機能付きのものとする。
バルコニー	1 転落を防止するために設置される手すりは次の構造のものとする。 (1) 手すりの形状は子どもが容易によじ登れないように足がかりがない形状とする。 (2) 腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分(以下「腰壁等」という)が生じる場合は、次の高さに達する手すりを設ける。 ア 腰壁等の頂部と床面又は式台との距離のいずれか小さい方(以下「床面等との距離」という)が650mm以上1,100mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 イ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm以上650mm未満の場合は、腰壁等から800mm以上の高さに達するように設ける。 ウ 腰壁等の頂部と床面等との距離が300mm未満の場合は、床面等との距離が1,100mm以上となるように設ける。 (3) 手すり子の相互の間隔は、床面及び腰壁(腰壁の高さが650mm未満の場合に限る)からの高さが800mm以内の部分に存するものについては、子どもの頭が入らないように内法寸法で110mm以下とする。 (4) 手すりの最下部とバルコニー床面との間は、子どもの頭が入らないように、内法寸法で90mm以下とする。 2 室外機や資源用ゴミ箱等がバルコニーの手すりをよじ登る足がかりにならないよう、次のいずれかの転落防止策を講じる。 (1) バルコニーの手すりから600mm以上の距離を確保した位置に指定の設置場所を確保する。 (2) バルコニーの手すりから適切な離隔距離による設置場所を確保できない場合は、室外機等を高さ900mm以上の柵で囲う。
住戸内階段	(階段がない場合(平屋の場合)は、当該基準を満たしているものとする) 1 踏面及びけあげ等の寸法は次のようなものとする。 (1) 勾配は22/21以下とする。 (2) けあげの寸法の2倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以下であり、かつ踏面の寸法が195mm以上とする。 (3) 蹴込みは30mm以下とする。 2 少なくとも片側に手すりを設置し、次の基準のものとする。 (1) 手すりの高さは、踏面の先端から高さが700mmから900mmの位置とする。 (2) 大人用と子ども用の2段手すりを設置する場合は、踏面の先端からの高さが上段は850mm程度、下段は650mm程度の位置とする。 3 踏面に滑り防止のための部材を設ける。当該部材は踏面と同一面となるようにする。
浴室	1 浴室の出入り口部分に段差が生じる場合、その程度は次のいずれかとする。 (1) 浴室内外の高低差が20mm以下の単純段差とする。 (2) またぎ段差の場合は、浴室の内外の高低差は120mm以下とし、かつ浴室内の床からのまたぎの高低差は180mm以下とする。 2 浴室のドアにはチャイルドロック(子どもの手が届きにくい高さに脱衣室側から施錠・解錠が出来る錠)を設置する。
敷地内	監視の目を補完するため、防犯カメラ又はセンサーライトを設置する。
インターホン	相手の顔や様子を確認できるようにカメラ付きインターホンを設ける。

昭和56年5月31日以前に着工された住宅の耐震基準

耐震診断区分		構造区分	耐震基準
(1)	国土交通省住宅局建築指導課監修「木造住宅の耐震診断と補強方法」又は一般財団法人日本建築防災協会発行「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法又は精密診断法	木造	上部構造評点が1.0以上
(2)	市町が実施する簡易耐震診断	木造	総合評点が1.0以上
(3)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨造建築物の耐震診断指針」（1996年版、2011年版）による耐震診断	鉄骨造	構造耐震指標(Is)が0.6以上
(4)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2017年版）による耐震診断	鉄筋コンクリート造	構造耐震指標(Is)を構造耐震判定指標(Is ₀)で除した値が1.0以上
(5)	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第1次診断法」、「第2次診断法」又は「第3次診断法」（2009年版）による耐震診断	鉄骨鉄筋コンクリート造	
(6)	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章第8節に規定する構造計算による耐震診断	全ての構造	構造計算により安全性が確かめられること。
(7)	上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断	全ての構造	上記(1)から(6)までの耐震基準と同等の耐震性を有すると認められること。